

第74回愛知県国土利用計画審議会会議録

○日時

2024年11月7日（木）午前9時55分から午前11時40分まで

○場所

愛知県議会議事堂5階 大会議室

○出席した委員（五十音順敬称略）

浅岡謙治	生田京子	伊藤友之	伊藤亘
大脇匡人	倉持香苗	武田美恵	中川弥智子
秀島栄三	増田理子	峰野修	

（11名）

○出席した幹事

都市・交通局都市基盤部都市計画課長（事務局兼務）
政策企画局企画調整部企画課長（代理）
環境局環境政策部自然環境課長（代理）
経済産業局産業部産業政策課長（代理）
経済産業局産業部産業立地通商課長（代理）
農業水産局農政部農政課長（代理）
農業水産局農政部農業振興課長（代理）
農林基盤局農地部農地計画課長（代理）
農林基盤局林務部林務課長（代理）
農林基盤局林務部森林保全課長（代理）
建設局道路維持課長（代理）
建設局河川課長（代理）
建築局公共建築部住宅計画課長（代理）
建築局建築指導課長（代理）
企業庁企業立地部工務調整課長（代理）

○出席した事務局職員

都市・交通局長	九鬼令和
都市・交通局都市基盤部長	伊井誠
都市・交通局都市基盤部都市計画課長	伊藤慎悟
都市・交通局都市基盤部都市計画課担当課長	鈴木系一

担当課長 青 柳 克 彦
課長補佐 雉 野 辰 二
課長補佐 真 田 和 佳
主査 小 嶋 大 介
主任 神 納 明 佳
主事 富 田 皓 太 朗

1. 開会（事務局：真田課長補佐）

2. あいさつ（九鬼都市・交通局長）

3. 議題

（1）愛知県土地利用基本計画の変更について（諮問案件 4 件）

ア 説明

資料により、事務局（都市計画課 鈴木担当課長）が変更案のうち諮問案件 4 件について説明した。

イ 質疑

なし

ウ 結論

（秀島会長）

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申します。

（2）愛知県土地利用基本計画の変更について（報告案件 5 件）

ア 説明

資料により、事務局（都市計画課 鈴木担当課長）が変更案のうち報告案件 5 件について、報告事項とする理由もあわせて説明した。

イ 質疑

（武田委員）

春日井・小牧森林地域の縮小について、航空写真を見ると、田んぼがあり、その上にため池があるように見えます。この上流にあたる水源林ともいえる里山が、工場地帯のようになっていますが、この田んぼで米づくりをされている方々から、水量が減ってしまったという意見はありませんか。

西尾森林地域、設楽森林地域の縮小も、どの航空写真を見ても田んぼが見えます。この地域での米づくりは、おそらく、ため池の水を頼っていると思うのですが、このような里山を縮小することによって、影響が現れてないのかどうかということをお教えください。

(事務局：鈴木担当課長)

春日井・小牧森林地域の縮小についての開発経緯ですが、愛知県による事業で造成された土地で、開発にあたっては、2018（平成30）年10月に林地開発行為の連絡調整が受理されています。林地開発の際に、農業の関係、水源の涵養にも配慮できるような形で、開発の許可がされています。水源についても、開発の際に県で審査をしまして、調整しています。

(武田委員)

その際は調整されて、実施されたと思いますが、その後本当にここに影響が現れていないのかということは把握されていないのでしょうか。

このような小規模な里山林でも、水源にもなっているところが、少しでも森林面積が減ると、格段に水量が減ると思います。ましてや、雨が降らない時期が続いてしまいますと、顕著に、影響が現れたりするものですから、そこを心配しています。

(幹事：森林保全課)

こちらの開発後についてのご懸念と思いますが、その後、この地域の方、農業者の方から、そういった苦情を受けているという話は、聞いていません。また、先ほど事務局からも説明があったように、開発をする前に、農業者さんの団体といったところとも調整をして開発がされていますから、今のところ、そういったお話は出ていないということで、ご理解いただければと思います。

(増田委員)

これらのような森林開発は、今政府が出している「ネイチャーポジティブ」という方針と、全く逆行すると思いますが、それでいいのでしょうか。

西尾森林地域の縮小の案件について、こちらは保安林だったと伺っていますが、保安林をこのように簡単に開発してもいいのでしょうか。

設楽森林地域の縮小の案件は、設楽町ではシカの害がかなり深刻になってしまっていて、こうした太陽光パネルを設置することによって、シカの通り道ができやすくなってシカ害が増えるとも伺っていますが、その問題についてはいかがでしょうか。

「ネイチャーポジティブ」は、環境省が出している方針です。開発をしていくということではなくて、失われた自然環境を復元していくという政府の方針です。このように開発していくと、どんどん森林が無くなってしまいうので、それでいいのだろうかと心配しています。

(事務局：鈴木担当課長)

自然環境の保全との関係ですが、本県では、県土の秩序ある利用と保全を図るために、民間事業者が1ヘクタールを超える土地開発を行うときには、愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき、事前協議をすることとしています。また自然環境の保全については、環境局で、自然環境の保全、緑化の推進に関する条例であるとか、自然公園法などにより必要な制限を行うなど、適切な環境、開発の方へ誘導しています。都市計画課としましても、事前協議の中で、関係部局と十分連携調整を図りながら、開発行為と自然環境の保全の調和に努めています。増田委員のおっしゃるようなことも、念頭に置いて、開発を進めていると考えています。

(幹事：森林保全課)

2つ目のご質問の保安林の解除に関してですが、保安林は、基本的には開発できない土地ですので、大変厳しい要件があります。例えば公的な土地利用計画に合致しており、他の土地では開発適地がないという要件や、面積が必要最小限であるといった要件があります。西尾森林地域の開発につきましては、県の企業庁が開発を行ったものですが、西尾市のマスタープランでも産業ゾーンとして位置付けられ、新しく建てられる工場が、隣接する工場と一体的な工場整備として開発が行われたもので、他の土地では開発ができないということで、最終的には農林水産大臣の権限で、開発が認められています。

(事務局：鈴木担当課長)

3番目のシカの害については、まず、設楽森林地域の縮小の経緯ですが、地域住民をはじめ地権者の方から、高齢化により森林等の保全が困難な状況になっていることから、事業者への相談があつて、この区域は、太陽光発電に十分な規模と日照を確保できる土地であるということで、開発をすることになっています。また林地開発の際には、環境の保全に配慮するという条件で、開発許可がされています。シカの害まで見通しているかどうかは把握していません。環境の保全に配慮して開発計画を進めていますが、完了確認後にどのような状況になっているかどうかについては、まだ把握していません。増田委員から指摘のありましたシカの害を踏まえ、どのような開発をしていくことが望ましいかということは、今後考えさせていただ

きたいと思います。

(秀島会長)

増田委員の2つ目の問いに対する回答ですが、一言で言ってしまうと、結局開発の方を優先しているという解釈になります。そういうことをしていると、この後に進捗管理の報告がありますが、結果的には進捗がまずいということになってしまうのではないのでしょうか。ネイチャーポジティブだけでなく、開発を決定する場面で、そういう国の方針があると、県が言わなければいけないのではないのでしょうか。事後的に認めてしまうのがこの国土利用計画審議会の非常に悩ましいところですが、やはり計画と言っているからには、計画を決定するところに、この審議会が役目を果たさないと意味がありません。その部分を考え直していただきたいと思います。

3つ目の話にしても、そういうことがありうるということを、基礎自治体に伝えていくという努力も必要だと思います。ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

4. その他

(1) 愛知県国土利用計画（第五次）の進捗管理について

ア 説明

資料により、事務局（都市計画課 雉野課長補佐）が説明した。

イ 質疑

(大脇委員)

指標⑨にある森林の保全活動面積が増えている分析結果で、企業やNPO法人との連携を積極的に進めたため増加したと考えられる、とあります。これは具体的にどういったことを進めたかという事例があれば、お聞きしたいと思います。好事例だと思いますので、公表することで、そういう取組みが促進されるかと思います。

(事務局：鈴木担当課長)

森林保全活動面積を維持するための取組みとしては、愛知県が企業またはNPO法人と協定を締結することにより、それらの団体による自主的な活動を通じて、森林林業に関する理解を深めてもらうとともに、県有林の機能向上を図る取組みを行っています。近年では企業等の社会貢献活動が盛んであり、その活動の場を森林整備に求める企業等が増加しています。2007（平成19）年に企業の森づくり実施要領を制定し、県有林野の利活用と同様に、愛知県と企業が協定を締結することで、企業が県有林で社会的貢献を目的とした森林整備保全活動を行うことを認め、

社員による直接的な森林の整備だけではなく、活動に携わる人々の情報交換や交流などを通じて、県と県民、企業が協働して、森づくりを進めるという活動をしています。

(倉持委員)

農地や森林に関して、目標値の赤い点線部分が減少傾向と示されていて、実績の青い棒グラフが、かなり下回っています。2030年に向けてはさらに減っていくと思われまいます。先ほどの議論のように、開発優勢になりつつあるのではないかと、もう少し自然を守っていきましょうということは、今回だけではなくて、過去にもこうした意見がこの審議会でも何度か出されていると記憶しています。2030年に向けて、目標値のように、下がっていく、減少していくままなのか、それとも、この審議会の中でこうした意見が出たから、目標を上げていきましょうとか、ゆっくり下がるようにしましょうとか、見直しをしていくのか、今後の見通しについて教えてください。

(事務局：鈴木担当課長)

農地につきましては、目標面積と実績値が乖離しているように見受けられます。また、森林につきましても、減少傾向ではあります。グラフの目盛りが非常に大きなものになっているため、減っているように見えますが、概ね目標通りであると考えています。農地の面積が減少していることにつきましては、遊休農地の発生防止や解消により、農地が減るばかりではなく、農地として使っていない土地をまた農地に戻すことも、対策として進めています。また、農地法に基づく許可要件を遵守して、適切な審査を継続しています。県としても、農地が減っていかないように努めています。

また、国土利用計画における農地の面積目標をどうするかということにつきましては、今後検討を進め、来年度、中間報告を実施する予定です。その際に、大きな課題が生じているということでしたら、計画の見直しなども、委員のみなさまに伺うことになると考えられます。面積目標については、今後分析していくということでご了解いただければと思います。

(倉持委員)

数値が出ているので、最終評価のときにどれだけ目標を達成できたかというところが、県としても大切なところになるのではないかと思います。ただその目標をクリアしたかどうかということだけではなく、このプロセスの中で議論をして、目標値を上げましたということもプラスの評価になると思うので、ぜひ前向きにとらえ

ていただきたいと思います。

(秀島会長)

次のご報告事項だと思いますが、来年、そういう見直しの機会があると思ってよろしいでしょうか。

(事務局：鈴木担当課長)

その通りです。

(秀島会長)

委員のみなさんからは、その際にぜひまたご意見をいただきたいと思います。

(武田委員)

県政世論調査によるモニタリングの実施結果速報によると、空き地・空き家等の増加や、自然環境に関して深刻だと感じる問題として、緑地や水辺の減少、劣化、里地里山などの荒廃、そして先ほど話題に挙がりました大規模太陽光施設の無秩序な設置ということで、増え続けている太陽光発電と、ともに減少する森林面積、という流れの中で、愛知県民の民意として、現れているように思われます。県がされていることと、民意が逆行した形になっていることに対して、県としてどう考えられているのかをお聞きしたい。

工業用地について、地域の特性かどうかはわかりませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大が収まって、経済が回復したことが要因であると考えられると分析されていますが、これは沿岸地域の工場が、津波対策として、内陸の方に工場移転をしているのではないかと思います。その需要があるので、内陸では「災害対策」として、使っていないため池が決壊するくらいなら、今のうちから埋め立てて、工場用地にしてしまおうと、かつてため池を掘って、田んぼを作って米づくりをして、それで集落を発展させてきた、集落の原点とも言える、集落の歴史そのものようなところを、雨が降ったときにため池が決壊するかもしれないと言って、埋め立てをしてしまう。さかのぼれば、一人一人の手で一生懸命江戸時代ぐらいの人たちが、掘削して、命がけでため池を作ってきたわけです。昨今、米づくりをするのに、ため池の役割は終わったと言い、加えて、工場用地としての需要が生まれてきたので、ため池にしていってもお金にならないから埋め立ててもいいのではないかと、みるみるうちに、ため池が埋め立てられています。本当にその土地に建てた工場を、この百年後の愛知県にも、残していくのだろうかという、心配というか懸念というか、産業を発展させてきた時代には、それで十分だったのに、なぜ人口が減ってい

るのに、産業をこれ以上発展させるために、貴重な森林、里山を、開発したり、ため池を埋めたりして変えていってしまうのでしょうか。やはり一番の心配は、百年後、二百年後にも、その工場を残していくのかということです。そのことに対して、愛知県の考えを聞かせてください。害以外の何物でもないものを作り続けて未来に残していくようなことをしているような気がしています。ため池はレクリエーションの場でもあり、また災害で決壊するというよりも、水がめの役割を果たす水路のところちょうどため池を作っているのです、むしろ災害対策になっていたものを、なぜそれを埋め立てて工場に変えていくのか、非常に疑問でなりません。森林のままにしておけば、害になるものは何も発しなかったのに、工場にすることによって、物流が促進されて、そこに車両が呼び込まれることで、これが害以外何ものでもないような気がします。愛知県がどのような方針なのかをお答えください。

(事務局：鈴木担当課長)

空き地・空き家の問題で県民の皆様が、ご心配されているということについては、低未利用土地施策に関する法律の改正もありまして、低未利用地が現状どのくらいあるかについて把握をしています。また低未利用地の中で、特に所有者不明土地、誰の土地かわからないといったことについても、国土交通省、法務省といった関係機関と協力しながら、議論していきまして、発生の予防、利用円滑化について、様々な対策を進めているところです。

自然環境との調和について県民の皆様のご心配があるということについて、先ほどのことの繰り返しになるかもしれませんが、開発を進めるにあたっては、自然環境の保全を念頭に置いて進めており、環境局で行っている、自然環境保全及び緑化の推進に関する条例や、自然公園法による制限で、適切な開発に誘導していくよう指導しています。都市計画課としても、開発がある場合には、事前協議の中で、連携をとりながら、自然環境に配慮した開発をするよう指導しています。

3点目が太陽光についてです。無秩序に開発されているのではないかという県民の皆様からのご心配がありますが、太陽光につきましても、決して無秩序な開発をしているわけではありません。山の中に置く場合であれば、先ほど森林保全課から回答がありました林地開発許可制度により、必要な制限を行っています。太陽光発電設備の開発については、これまでは1ヘクタール以上の開発でないと、林地開発許可の対象ではありませんでしたが、2023（令和5）年4月1日以降、0.5ヘクタール以上の開発が林地開発許可の対象となりました。県としても、適切に法律を運用し、無秩序な開発を防いでいると考えています。

ため池については、国土利用計画の中でのことではないかもしれませんが、工業用地の開発は、市町村がどの場所に工場を誘致していくのかということが鍵になる

と思います。市町村からの開発計画を、県で法令に基づき適切に審査して、産業の立地を図る中で、やむを得ずその場所でなければいけないということであれば、県はその土地を工業用地として認めざるを得ません。農業用地であれば、農地転用の許可が適切であるかどうか、林地開発許可の中で、この森林を開発していいかどうか、開発された後の現況をどういう形に持っていくかなど、法令に基づいて必要最低限の開発を念頭に置き、開発許可をしています。

(武田委員)

県民が安心して暮らせる環境づくりに、一生懸命頑張っていることは重々承知しています。市町村から開発の要望があった際に、それを認めるか認めないかが、制度上いいのかどうかというだけではないところを、懸念しています。制度上差し支えないからと開発してしまった後、取り返しのつかないぐらいに、その土地の歴史そのものをなくしてしまっても、「それはあなたたちが希望したことでしょう」ということではなく、それを超えたものを目指す豊かな愛知県であってほしいと切に願っています。会議に関係のないことかもしれませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(秀島会長)

重要な議論だと受け止めました。やむを得ず認めるとか、法律を守っているとか、そういうことを積み重ねたものが、結局、次に進捗管理を見直すときの理想、県としてどうするべきかという話と一致しているのかというと、おそらく一致していないのだと思います。最低限で、ということが続けていても、いい結果にはならないと思います。次の議題ではありますが、見直すというときに、是非とも今あった委員の発言をいかに反映するか、考えていただきたいと思います。よろしく願いします。

(生田委員)

武田委員の意見と同様で、市町村の委員会に出ていますと、例えば、インターチェンジの付近に物流倉庫がどうしても必要なので、ここの農地を何とかしますとか、森林を何とかしますとか、「ならざるを得ない」状況が増えてきていると私も体感しているところです。

工業用地が目標値に対して大幅に増えています。特に2021年から2022年に対して400ヘクタールぐらい増えています。この400ヘクタールが、もとは何だったのかという分析はされているのでしょうか。

(事務局：鈴木担当課長)

工業用地の面積の増加のみを把握してしまして、もともと農地であったのか、原野であったのかというところまでは把握していません。

(生田委員)

できればそういうところも把握していただいて、工業用地だけで見ると、増えてよかったっていう話にも見えますけれど、一方でそれに影響を受けている用地があるかと思います。それが何なのかというところをぜひ突き止めて、次回に方針を審議するときの場に持ってきていただけるとよいかと思います。

(浅岡委員)

私は商工会の代表としてこの審議会の委員をしています。今からお話しするのは、私の実体験です。私は岡崎市東部の旧額田町の山の中に住んでいます。私の家のすぐ近くに、トヨタのテストコースができました。東西約5.5キロ、南北約4キロぐらいでしたか、7年くらいかけて、先日完工してオープンしました。地域としては、ぜひとも来てほしいと、私も別に反対するものではありません。ただ、自然環境についてはいろんなことがありました。テストコースができた後、先ほどシカの害という話も増田先生からありましたが、実際にイノシシ、シカ、サル、これらの害はすごく増えました。もう五十年以上前から住んでいる家族も、シカもイノシシもそれまでほとんど見たことがなかったそうです。自然環境というのは、法律を守っていてもそういう状況になります。ついこの間は、ニホンカモシカが、私の家の庭の前に2匹いました。ニホンカモシカは天然記念物ですので、当然これまでは見たことはなく、それが近くをうろうろしています。そのくらい状況は変わりました。ただ、私も本業は建築の関係の設計や開発をやっていますから、その立場からすると、なぜ自分の土地に、山や農地に、建てたいものを建ててはいけないのかと思います。許可申請を出しても、市街化調整区域だと許可は下りないです。生田委員が言われたように、岡崎東インターができて、私も仕事として、物流の誘致をしています。それは許可を取ればできますが、武田委員の言われるように、五十年後、百年後にそんなものがあるのかという、そういった問題もあるわけです。開発をやりたい、岡崎の水源でもある額田の自然を残したい、両方の立場を自分が兼ねています。地域としては、商工会も一緒になって、森林を守っていききたいという運動もしっかりやっています。商工業を営む立場からは、自由自在に土地は使いたい。ただ、実際自然環境を考えると、それを壊したくないという、相反する考えがあります。農地が減っていく、森林が減っていくという目標値が、どうして横ばいにならないのかなど考える部分と、逆にもっと自由に土地を使わせてほしいという考えが、自

分の中にもふたつありまして、非常に悩みつつ仕事を進めています。住んでいる者の体感として、自然環境は本当に必要だと思います。そのあたりのことを、県や国は、どのように今後、進めていくのでしょうか。審議会と関係のない話もあったかもしれませんが、よろしくお願いします。

(秀島会長)

貴重なご意見をありがとうございます。事務局からよろしいですか。

(事務局：鈴木担当課長)

先ほど、「ネイチャーポジティブ」の方針について増田委員から発言がありましたが、開発と自然環境との調和ということにつきましてはこの審議会のテーマでもあります。県としても、この両者のバランスを保てるような土地利用を推進しつつ、また持続可能で豊かな県土を形成するために、産業も支援しなければならないところでもあります。このバランスをどう整えていくのか、今後も検討を続けて参ります。

(中川委員)

県政世論調査によるモニタリングの調査結果速報で、前回調査との比較のために設問は前回の内容を基本とし、ということですので、同じ内容を聞かれたのかなと思います。愛知県の土地利用に関して深刻だと感じる問題の項目で、「森林の管理水準の低下」が前はバーが見えないのに、すごく伸びているのが気になりました。これは前回質問がなかったということですか。それとも前はほぼゼロだったけれど、今回の調査で、これを問題だと感じる人が非常に伸びたということなののでしょうか。どちらなのかを教えてください。

(事務局：雉野課長補佐)

前回のときにはこの選択肢はありませんでした。

(中川委員)

今回、あえてこの設問を作ったということですね。それを問題だと感じるかもしれないという背景があるということでしょうか。

(事務局：雉野課長補佐)

その通りです。これまでの本審議会での委員の皆様からいただいている、森林の減少も問題であるという意見も踏まえ、新たに設けました。

(2) 愛知県国土利用計画（第五次）中間報告に向けた取組みについて

ア 説明

資料により、事務局（都市計画課 雉野課長補佐）が説明した。

イ 質疑

（秀島会長）

中間報告に対応するための審議会のスケジュールは、何か予定されていますか。

（事務局：鈴木担当課長）

来年度の秋頃に開催する予定の審議会において、報告事項として中間報告を実施する予定です。

5. 閉会

（事務局：伊藤課長）

本日は専門的な視点から貴重なご意見をありがとうございました。いただいたご意見につきましては真摯に受けとめ、県の関係部局、市町村も含めまして、しっかりと情報共有をしたいと考えています。今後につきましては、改めて現状の把握をした上で、将来に向けた影響の分析なども含め、対応方針について議論を深めて参ります。その結果につきましては、来年度の中間報告においてご報告させていただき、また改めてご意見をいただきたいと思います。引き続き、ご指導の方をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。